

被措置児童等虐待事案の状況について

平成26年、度児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

1 虐待案件受理の状況

受理件数	調査結果	
	該当	非該当
9件	8件	1件

2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別	
男子	女子
8名	5名

被害児童年齢階層			
乳幼児	小学生	中学生	高校生以上
4名	5名	3名	1名

虐待の種類			
身体的	性的	心理的	ネグレクト
9名	2名	1名	1名

施設種別	
社会的養護関係施設	
児童養護施設	児童自立支援施設
7件	1件

職員等の職種		
児童指導員	保育士	施設長
5名	2名	1名

3 県が講じた措置等

文書による指導…0件

※県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、8件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導しました。